

附件十

7 到着機

【到着情報】

- (1) a 管制区管制所は、到着機に係る次の情報をターミナル管制所に対し、当該機の業務移管点到着予定時刻の15分前までに通報するものとする。
- (a) 航空機無線呼出符号
 - (b) 航空機型式
 - (c) 進入フィックス又は調整要領等で定められたフィックスの到着予定時刻又は到着時刻及び予定高度又は実際高度
 - (d) 業務移管の方法(時刻、フィックス又は高度)
 - ★ [航空機無線呼出符号]、[航空機型式]、[フィックス] 到着予定/通過 [時刻]、[高度]、業務移管点 [時刻、フィックス又は高度]
[aircraft identification] , [type of aircraft] , ESTIMATED / OVER [fix] [time] , [altitude] , YOUR CONTROL AT [time, fix or altitude] .
- b 管制区管制所等は、到着機に係る次の情報をあらかじめ飛行場管制所、飛行場対空援助局又は援助局に通報するものとする。
- (a) 航空機無線呼出符号
 - (b) 航空機型式
 - (c) 進入フィックス又は飛行場上空の到着予定時刻
 - (d) 計器進入方式の種類(必要な場合に限る。)
- c ターミナル管制所は、到着機に係る次の情報を管制区管制所に通報するものとする。
- (a) 待機フィックスにおいて使用中の最も高い高度
 - (b) 航空機が業務移管点に到着した時刻及び当該機を継承した旨、若しくは当該機が計器飛行方式を取り下げた場合はその時刻
 - ★ [航空機無線呼出符号]、[業務移管点] [到着時刻]、業務継承
[aircraft identification] , [release point] [time] , MY CONTROL .
 - (c) 進入復行が管制区管制所の業務に関連する場合は、それが行われた旨
 - (d) 通信途絶機に関する情報
- d 飛行場管制所は、到着機に係る次の情報のうち必要なものを管制区管制所等に通報するものとする。
- (a) 到着機を視認し、当該機の着陸が確実であると判断したこと
 - (b) 着陸時刻
 - (c) 計器飛行方式を取り下げた場合は、その時刻
 - (d) 進入復行又は通信途絶機に関する情報
 - (e) 使用滑走路
- e 各管制機関は、通報した情報に変更があった場合は、速やかに相手機関にその旨を通報するものとする。(到着予定時刻の変更については3分を超える場合に限る。)